

邑南町新型コロナウイルスの影響による減収事業者  
支援金の申請手続きについて

(申請の手引き)

令和4年度 9月施行

## 【目次】

<u>1. 概要・給付対象者等</u> . . . . .	P 1
(支援額、給付対象者等の概要)	
<u>2. 申請の流れ</u> . . . . .	P 2
<u>3. 申請に必要な書類(一般申請)</u> . . . . .	P 3
<u>4. 申請に必要な書類(特例申請)</u> . . . . .	P 4
<u>7. 問い合わせ先</u> . . . . .	P 5

○「特例申請」とは、2019 年中に創業した方又は事業業態を変換した方で単純に減収比較が出来ない方が対象となる申請です。通常は一般申請をご参照ください。

# 1. 概要・給付対象者等について

## 目的

2020年1月頃から新型コロナウイルス感染症が発生し、今日まで町内の経済に大きな影響を及ぼしています。こうしたなか、国、県をはじめ邑南町においても、2020年から各種の支援策を講じてきましたが支援策の行き届いていない事業者に対して更にきめ細かな支援を行うため、町内の経済状況調査を町独自で実施しました。この結果に基づき支援が行き届いていない事業所に対して支援金を給付することにより今後の事業継続の下支えを行い、町内の生活機能の維持に寄与することを目的としています。

## 本手引きの用語の説明

- ・売上高＝収入金額、販売金額、家事消費、雑入等を含めたものです。
- ・売上総利益＝上記の売上高から仕入れ等の売上原価を引いたものです。

## 給付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で次の全てを満たす町内の全事業者

- 1 町内に本社が所在し事務所又は事業所を有する方
- 2 中小企業基本法に掲げる株式会社、有限会社、合同会社等の法人及び個人並びに一般社団法人、農事組合、協同組合等の方
- 3 2020年と2021年の売上高又は売上総利益が2019年の売上高より両年ともに減少しているかつ、どちらかの年が10%以上減少してる方
- 4 2019年の売上高が100万円以上ある方
- 5 2019年から2021年の事業収入について、確定申告若しくは決算申告又は町民税・県民税申告をしている方
- 6 2019年12月末日より以前に創業を開始している方
- 7 本支援金申請以降も営業を行う計画がある方

## 支援金額

申請事業者の方の2019年の売上高に応じて下表の支援金額となります。

### 【一個人事業者】

2019年の売上高	支援金額
100万円以上1,000万円未満	10万円
1,000万円以上5,000万円未満	15万円
5,000万円以上	25万円

### 【一法人事業者】

2019年の売上高	支援金額
100万円以上1,000万円未満	13万円
1,000万円以上5,000万円未満	20万円
5,000万円以上1億円未満	30万円
1億円以上	50万円

## 申請書受付期間

令和4年9月12日～令和4年11月30日まで

## 2. 申請の流れについて

(1) 給付対象者の確認

- ・自分が給付対象者であるか、「給付対象者 1 ~ 7」を確認する。

(2) 書類の準備

- ・3ページの必要書類すべてを準備する。(特例申請の方は4ページの書類を準備)

(3) 申請書の提出

- ・(2)で準備した書類を次のいずれかの場所に提出する。

- ① 邑南町役場 本庁 産業支援課
- ② 邑南町役場 瑞穂支所 施設管理グループ
- ③ 邑南町役場 羽須美支所 施設管理グループ

以上です。役場内で次の手続きを行います。

- ① 提出があったものを役場で審査します。
- ② 交付決定の可否を後日通知します。
- ③ 交付決定者については、支援金の振り込みを行った通知を後日送付します。

これで、支援金給付手続きは完了となります。運転資金等に広くご活用ください。



## 4. 申請に必要な書類（特例申請）

○「特例申請」とは、2019 年中に創業した方又は事業業態を変換した方で単純に減収比較が出来ない方が対象となる申請です。

### 提出書類

- ・原則、3 ページの一般申請に必要な書類を提出してください。
- ・給付対象 3 4 については、適切な比較対象となる内容を役場が確認しますので事前にご相談いただき、追加の必要書類をご準備いただきます。

### 特例申請の例

#### （新規創業）

- ・2019 年 10 月に創業を開始したため、2019 年中の売上げが低く減収要件に該当しない。

#### （業態変換）

- ・2020 年 3 月から 2 号店を出店したため、2019 年より単純に売上げが伸びたので減収要件に該当しない。（1 号店のみで比較したら減収している場合）
- ・飲食店のみ営んでいたが、2020 年 4 月から新たに宿泊業（異業種）も開始したため 2019 年より単純に売上げが伸びたので減収要件に該当しない。（飲食店のみで比較したら減収している場合）

※特例申請は、2019 年中の新規創業と事業業態の変換した方で、これらによる売上高等を明確に確認できる方が対象となります。

※事業業態の変換とは、上記例に示した客観的な変換であり、新商品の販売開始や新サービスの開始によるものなどは対象となりません。

**【問い合わせ先】**

邑南町役場 本庁 産業支援課（商工観光G）

電話 0855-95-2565

I P 050-5207-3020

受付日時 平日 8時30分～17時15分まで

※電話での問い合わせは込み合うことがあります。その場合は、予約を受け付けさせていただき、後日当方からのご連絡にてご対応となりますのでご了承ください。